

## 市会運営委員会行政視察概要

1 視察月日 令和8年1月19日（月）～1月20日（火）

2 視察先及び視察事項

（1）兵庫県神戸市

ア 議会運営等について

イ 議会活性化の取組について

（2）京都府京都市

ア 議会運営等について

イ 議会活性化の取組について

3 視察委員

委員長 藤代哲夫

副委員長 行田朝仁

同 藤崎浩太郎

委員 東みちよ

同 磯部圭太

同 大桑正貴

同 川口広

同 白井亮次

同 福地茂

同 安西英俊

同 武田勝久

同 かざまあさみ

同 山浦英太

同 くしだ久子

同 二井くみよ

同 宇佐美さやか

## 視察概要

### 1 視察先

兵庫県神戸市

### 2 視察月日

1月19日（月）

### 3 対応者

市会議長（挨拶）

市会事務局議事課長（説明）

市会事務局議事課係長（説明）

市会事務局政策調査課長（説明）

市会事務局政策調査課係長（説明）

### 4 視察内容

#### （1）議会運営等について

##### ア 「ペーパーレス議会」の推進

##### （ア）導入状況及び運用

令和元年9月に代表者会議でペーパーレス議会の推進が発議され、その後市会運営委員会で検討が開始された。同年10月から11月にかけて、資料検索システムの比較検討を行い、既に導入していたDiscuss Cabinet（ディスカスカビネット）を引き続き活用することとなった。

Discuss Cabinetは全文横断検索機能を有し、議案、委員会資料、請願・陳情の審査結果、議事録速報版など幅広い資料を一元管理できる構成となっている。資料掲載の通知は事務局が手動で行い、端末は議員各自が用意するBYOD方式で運用している。

また、議場及び委員会室には無線LANが整備されており、Discuss Cabinetを通じた会議中の資料参照が可能となっている。

令和2年9月から、Discuss Cabinetを積極的に活用する形でペーパーレス議会の試行実施が開始された（希望者への紙配布は継続）。令和3年6月には本格実施が決定、同年9月以降は紙資料を原則廃止し、必要に応じて各議員が自ら印刷する方式へ移行した。また、傍聴者に対しては、QRコード付き議事日程を配布し、神戸市会ホームページから資料を閲覧する方式としている。

#### (イ) 導入効果

ペーパーレス化により、議員は「いつでも・どこでも」資料を閲覧できるようになり、質問準備や政策調査の効率が向上した。また、資料の一元管理により事務局への問い合わせ件数が減少し、職員の業務負担軽減にも寄与している。特に紙資料の削減効果は大きく、年間約60万枚、費用換算で約500万円相当の削減が試算されている。加えて、資料配布のために市庁舎内を移動する必要がなくなり、庁舎が分散する状況下でも効率的な資料提供を実現している。

#### イ 軽装の通年化

令和4年度まで、夏季軽装として、いわゆるクールビズに取り組んでいたが、国の動向を踏まえ、令和5年度から、年間を通し節度を失わない範囲（ノーネクタイ・ノージャケット等）で、気候や体調に応じて柔軟に服装を調整できる運用としている。なお、毎年5月頃に市会運営委員会において運用を確認している。

#### ウ 議員の宣誓

平成18年に発生した現職議員の不祥事を契機として、政治倫理の確立に向けた取組が進められ、「政治倫理の確立に関する決議」が平成18年第4回定例市会において議決されるとともに、「神戸市政治倫理綱領」が平成18年12月に制定された。政治倫理綱領では、大きく分けて「責務」と「政治倫理基準」の2点が規定されている。

議員及び市長の責務については、政治倫理の保持、誠実かつ公正な職務執行、市民の声の市政反映等が規定されている。また、政治倫理基準については、法令順守、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為の禁止、執行機関の公正な職務執行を妨げる働きかけの禁止等が規定されている。

これらの枠組みのもと、新任議員は就任時に宣誓書を提出することとしており、政治倫理綱領を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行することを誓約する制度が整備されている。

#### エ 大規模災害時の議会の対応

議会業務継続計画（BCP）は現時点で未策定となっている。

平成7年の阪神・淡路大震災時には、発災当日夕刻に全体議員総会を開催し、被害状況の報告聴取と市災害対策本部への全面的支援方針を決定した（出席議員は72名中19名）。その後代表者会議及び市会運営委員会を開き、災害対策委員会の設置が決定され、関係機

関への要望書提出、補正予算審査、臨時会開催など迅速な対応が行われた。

オ 他都市在住者から提出された陳情の取扱い

平成24年2月から、市外在住者から郵送等により提出された陳情については、「要望書」として取り扱っている。

要望書とした場合、写しを各会派へ送付することとし、委員会での審査は原則行わない。この運用は、市外から多様な内容の陳情が寄せられ、議会として審査に馴染まない案件も多く含まれていたことを背景としている。

一方で、市外在住者であっても、来庁のうえ正式な提出意思が示された場合には、例外的に陳情として受理する運用としている。

(2) 議会活性化の取組について

議会運営や議会制度の在り方について適切な検討と見直しを行うことを目的として、令和4年1月に「議会制度改革検討会」が設置され諸課題について検討がなされた。この検討会は、平成24年の議会基本条例施行から10年を迎えたことを契機として設置され、条例の検証や制度面の課題整理を行う場として位置づけられている。構成は、正副議長、交渉会派（5人以上）の団長及び幹事長の約10名であり、代表者会議の提案を経て正式に組織されたものである。検討会は、直近では、令和4年1月から3月にかけて計3回開催され、主な検討内容は以下のとおり。

ア 神戸市議会基本条例の検証

議会基本条例の施行から10年が経過しての検証を踏まえ、議会における議長の役割をより明確に位置づけるための条例改正案が取りまとめられた。この改正案は令和4年6月の本会議で可決された。

イ 神戸市議会活性化に向けた改革検討会（平成23年から24年に実施）で残された課題のうち、検討の必要のあるもの

(ア) 会期

通年議会への変更について改めて検討したが、現行を維持すべきとの意見が多数を占めたため、2会期制を維持することとした。

(イ) 議員定数

議員定数について、情勢に合わせた定数改正が必要との問題意識から、人口規模が近い政令市の水準等を参考に定数削減について検討がなされたが、削減幅や実施時期については各会派の意見が分かれ、検討会として統一的な結論には至らなかった。

その後、会派協議が重ねられた結果、令和5年の市議会議員選挙における定数を従来の69名から65名へ削減する条例案が提出・可決され、現在の定数となっている。次回選挙に向けての更なる見直しについては、国勢調査の結果を踏まえて改めて協議することとした。

#### ウ 各会派からの提案項目

##### (ア) 広報委員会の設置

検討会での会派意見を踏まえ、議会活動に対する市民理解を進めるための方策を代表者会議等で改めて協議した結果、議会広報について企画・立案・実務を担う「広報委員会」が設置された。

当該委員会は、最大会派から2名、その他各交渉会派から1名ずつ計7名で構成され、議会ホームページのリニューアル、SNSを活用した情報発信、若年層向けの「神戸市会ナビ」制作など、幅広い取組を進めている。

##### (イ) その他

主権者教育として、中高生の議場見学の受入れや、議員が市内の高校に出向く形で行う出前授業など、政治参加を高める取組を行っている。

#### (3) 質疑概要

Q 傍聴者への紙配付をやめたことへの反応はあるか。

A 傍聴者から特段意見は出ていない。

Q 資料検索システム上での資料公開の時期はいつか。

A 本会議資料は市会運営委員会で説明後に速やかに掲載し、委員会資料は7日前に公開している。

Q 公開した資料に追加や修正があった場合の対応はどうか。

A 追加や修正があった場合、システムに掲載し、その都度メールで周知している。

Q 7日前に公開するというルールに当局から意見はなかったか。

A 当該ルールは市会運営委員会の決定であり、その決定に基づき当局には対応してもらっている。導入当初は否定的な声もあったが、開かれた議会として、議員に十分議論してもらう時間を確保するため、当局の理解を得ながら運用している。

Q デジタルが不得意な議員への対応はどうしたか。

A 導入当初、紙資料を求める議員が一定数いたが、各会派でのサポートやマニュアル等を活用し、現在は概ね定着している印象である。

Q 議事録公表のスピード感はどうか。

A 委員会の記録は 60 日以内に公表することとしており、最近は約 1 か月程度を目途に速報版を掲載している。

Q 電子端末を支給するという検討はしていないか。

A 現在のところ検討していない。

Q 主権者教育で出前授業を実施する際、政治的な懸念をもたれないよう工夫していることはあるか。

A 政治的公平性の確保や選挙前における選出区にある学校での主権者教育の自粛等、代表者会議での申し合わせに則り、議員各自が配慮して行動している。



神戸市会にて説明聴取



神戸市会本会議場にて

## 視察概要

### 1 視察先

京都府京都市

### 2 視察月日

1月20日（火）

### 3 対応者

市会運営委員会委員長	（挨拶）
市会事務局総務課長	（説明）
市会事務局総務課庶務係長	（説明）
市会事務局議事課長	（説明）
市会事務局議事課議事係長	（説明）
市会事務局調査課長	（説明）
市会事務局調査課法制係長	（説明）
市会事務局調査課担当係長	（説明）

### 4 視察内容

#### （1）議会運営等について

##### ア 会議資料のペーパーレス化の推進

###### （ア）導入状況

令和元年の市会運営委員会における他都市調査を契機としてペーパーレス会議システムの導入検討を開始し、令和7年2月に市会運営委員会の理事懇談会でクラウドシステム（SideBooks）を活用した会議資料のペーパーレス化を試行的に実施した。その後、試行実施の対象を市会運営委員会や常任委員会（総務消防委員会）へと順次拡大し、令和8年度からの常任委員会における本格実施を視野に、委員会運営の円滑性等を検証中である。

###### （イ）運用方法

委員会等で使用する資料は全てSideBooksに事前にアップロードされ、議員個人所有の端末を使用し、データにより閲覧する運用としている。一方で個別に必要な資料等を紙で持ち込むことは従来どおり可能としている。

##### イ 会期制（通年議会）

###### （ア）導入経緯

市会改革推進委員会（地方自治法第100条第12項に基づく協議・調整の場）での議論を経て、平成26年2月に「京都市会定例会回数条例」を改正し、定例会の回数を年4回から1回に改め、同年4月から、会期を概ね1年とする通年議会を開始した。

導入の背景には、地方自治法上、定例会や臨時会の開催には市長の招集行為を必要とする議会の招集権に係る問題、大規模災害の発生等の突発的事案への迅速な対応確保、閉会中も含め年間を通じて活発な常任委員会の活動実態などがあった。

#### (イ) 導入効果等

議会による自主的な判断での本会議開催や議案提出機会の拡大、従来専決処分で処理していた事件が議決を経て執行されることによる議会の監視機能の強化、請願の審議機会の拡大といった効果が確認されている。

一方、訴訟事案など緊急を要する場合の日程調整といった課題も指摘されている。

#### ウ 請願・陳情の取扱い

##### (ア) 受付のオンライン化

地方自治法改正を踏まえ、「請願取扱要綱」を改正し、令和6年度から電子申請プラットフォームによる請願・陳情のオンライン受付を開始した。導入初年度のオンライン受付数は陳情3件のみにとどまったが、令和7年度（12月末時点）は、請願28件中1件、陳情1445件中14件をオンラインで受け付けた。

##### (イ) 他都市在住者からの陳情の取扱い

形式的要件を満たせば、陳情者の居住地にかかわらず、請願同様、本会議において所管の常任委員会に回付され、審査されるが、「採択」又は「不採択」の結論は出さず、審査は1回のみである。

#### エ 軽装の通年化

通年化は検討していない。

なお、クールビズについては、例年5月から10月末までの期間において、気温の状況や公務のTPOに応じて、涼感を演出する伝統産業品も活用しつつ、議会の品位を損なわない範囲で、議員・理事者共に自由とすることを市会運営委員会で確認し、実施している。

#### オ 大規模災害時の議会の対応

東日本大震災や平成25年の台風18号の豪雨被害等を踏まえ、平成26年度に市会改革推進委員会で議論を行い、平成27年3月に「京都

市会大規模災害対応指針」を策定した。

この基本方針は、①議会としての状況に応じた必要な体制整備と執行機関への必要な協力の実施、②議長による議員への適切な情報提供と議員からの地域情報の集約・市災害対策本部への伝達、③議員による市民の安全確保・応急対応、の3つで構成されている。

例えば、市域で震度5弱以上の地震が発生した場合、発生後概ね24時間を初動期と定め、本会議又は委員会の開会中であれば、直ちに休憩又は散会し、事務局職員は避難誘導、議員は安全確保・被災者の救出支援に当たることとしている。また、会議開会中以外であれば、議員は自ら安否連絡を行い、事務局は議長・副議長に状況報告のうえ、議長は必要に応じ各派代表者会議を開会するなどの対応を行うこととしている。

なお、指針に基づき、大規模災害発生時に議員との連絡調整（安否確認）を円滑に行えるよう、毎年1月に電子メール等を用いた情報伝達訓練を実施している。

## (2) 議会活性化の取組について

### ア 政務活動費制度の透明性の確保

#### (ア) 運用の現状

政務活動費は4月に各会派・議員から交付申請を受け、4月・7月・10月・1月の四半期ごとに交付している。年度終了後、翌年度4月末までに収支報告書及び領収書等の提出を受け、事務局において記載漏れや添付書類の不備を確認している。その後、個人情報のマスキングを行った上で、7月末に公開を行っている。

なお、残額の返還については、8月末までの完了を求めている。

公開は、市会図書・情報室における紙媒体での閲覧（公開から5年間）、市会ホームページにおける電子データの掲載（公開から1年間）により行っている。ホームページでは、執行状況として、交付額、支出額、返還額、費用項目別の支出額などを掲載し、市民への分かりやすい情報の開示に努めている。

#### (イ) 改革の経緯・取組

平成12年度の条例制定を皮切りに、平成19年度には運用上の基準などを明確にした「基本指針」を策定し、その後も住民監査請求の監査結果等を踏まえて継続的に内容を見直し、改正することで、政務活動費の透明性確保に向けた改革を長期的かつ段階的に進めてきた。特に、透明性の向上という点においては、市会改革

推進委員会の議論に基づき、収支報告書や領収書等、閲覧に供している全ての書類のインターネット公開を実現している（平成28年開始（平成27年度交付分））。

(ウ) 今後の課題・取組

現行の公開方法における、見やすさ・検索性に課題を感じている。政務活動費管理SaaS「セムカン」の試行導入等も経て、更なる透明性の向上に取り組んでいる。

イ 市会基本条例の制定及び検証・評価の取組

(ア) 市会改革の取組

監視機能の充実、政策立案機能の強化、市民に開かれた議会の推進等を目的として6次にわたり議会改革を進めてきた。平成16年には市会運営委員会の下に市会改革検討小委員会を設置し、各会派間で検討・論議を重ねてきた。

(イ) 市会基本条例の制定

第5次市会改革において議論を重ね、学識者からの意見聴取、条例の検討状況についての市民説明会、条例の素案に対する市民意見募集の実施等を経て、平成26年3月の本会議において、全会一致で可決された。

(ウ) 条例の内容・特徴

条例前文で京都ならではの自治の歴史を表現した「京都らしさ」の反映、監視機能・政策立案機能の強化、市民に開かれた議会、大学の多い京都のまちの特性を活かした専門的な知見の積極的な活用が挙げられる。

(エ) 条例の検証・評価

条例の施行から一定期間が経過したことを踏まえ、施行後にその目的が達成されているかを検証する規定（第32条）に基づき、平成28年度末までの京都市会の状況を対象として、平成29年4月から8月にかけて条例の検討・評価を行った。

評価に当たっては、京都市会及び議員が市民福祉の向上や京都市の発展に適切に寄与しているか検証し、その結果として、取組の充実や改善の必要性、また、条例改正の必要性を確認した。

評価は、条例の章単位又は内容ごとに評価項目を設定したうえで評価シートを作成し、これに基づいて検証・評価を行った。

その結果、全体として概ね順調に取り組んでおり、条例改正は必要ないという結論に至った。

### (3) 質疑概要

- Q 新人議員へ政務活動費のルールをどう周知しているか。
- A 新人議員へは、早期に事務局が説明会を開催し制度説明している。個別相談にも随時対応し、積極的なサポートを実施している。
- Q 政務活動費の透明性の強化により、事務局の負担軽減や業務効率化につながっているか。
- A 書類受付や確認作業については一定の業務増ではあるが、透明性の向上により、市民からの問合せ等に対する事務は減っている実感がある。今後、提出のオンライン化が進むことで、更なる効率化が見込まれる。
- Q 通年議会の導入は、請負工事契約の平準化の改善につながっているか。
- A 数値的にどの程度改善したかの把握は難しい。ただし、9月（決算）・2月（予算）の審議期間が長期化したことで、審議期間前半に常任委員会を開催し、必要な議決を早期に行う運用が可能となっている。
- Q 毎月2回程度の常任委員会とは、どのような内容を扱っているか。
- A 議案がない時には、理事者からの報告・質疑と一般質問を行っている。理事者からの報告に対する質疑には時間制限はない。一方で、常任委員会における一般質問については、開催日前日正午までに通告することとし、持ち時間制で時間制限がある。
- Q 委員会での審議事項とは別に、各委員会の関連部署に関する一般質問ができるということによいか。
- A そのとおりである。
- Q 通年議会化に対する市民からの反応は何かあったか。
- A 市民から直接の声があったわけではないが、これまで5月から9月の閉会期間中に審査機会がなかった請願・陳情について、7月にも審査を行えるようになったことは、市民も通年議会の重要性を一定程度実感できる点だと考える。
- Q 通年議会化は特別委員会開催に何か影響があったか。
- A 通年議会導入以前から、テーマ型の特別委員会ではなく、常任委員会で所管局を軸に議論する体制へ移行していた。そのため、月2回開催の基盤も整備されており、通年議会へのスムーズな移行につながった。



京都市会にて説明聴取



京都市会本会議場にて